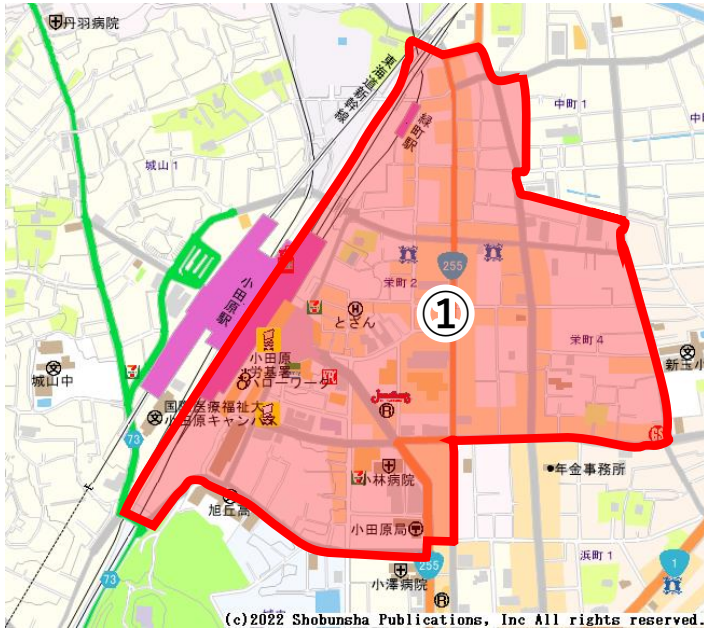


令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【小田原警察署】



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 小田原市栄町地区

【選定理由】

- ・ 事故件数は少ないものの、小田原駅を利用する自転車通勤・通学者等が集中する駅周辺地区であり、分析結果からも事故発生の可能性が高いため。
- ・ 駅周辺のため一方通行道路が多く、通行方法や一時停止等これらのルールを守らない自転車利用者が散見されるため。

② 小田原市扇町地区

【選定理由】

- ・ 事故件数としてはやや減少傾向にあるが、依然として事故発生件数が多いため
【令和3年中 13件】
- ・ 特に、飯泉橋西交差点においては自転車の関係する交通事故が多く、自転車利用者のマナー違反が見受けられるため。

各エリアで、よく見られる 自転車利用者の違反形態

- スマホを操作しながらの運転
- 一時不停止
- 信号無視
- 傘さし運転



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 スマホを見ながら使用しながらの運転はダメ！
スマホを操作しながらの、いわゆる「ながら運転」は歩行者や自動車と衝突するおそれがあります。また、交通規制標識を見落とす可能性もあり、意図せず一時不停止や信号無視をすることにもなりかねませんので、絶対にやめましょう。
- 2 自転車も乗れば車の仲間入り！
自転車は車と同じ扱いになります。運転者が子供であっても、信号機や標識に従って交通ルールを守る必要があります。軽い気持ちで交通ルールを無視すると事故が起きた際に大きな代償を負うこともあります。
安全運転を心がけましょう。